

公益財団法人坂井市スポーツ協会施設予約システム利用規約

坂井市スポーツ協会施設予約システム「さかスポなび」を利用し施設予約手続きを行うためには、下記のすべてに同意していただくことが必要です。予約システムに登録をされた団体は、本規約に同意したものとみなします。

1、利用者登録

- (1) 施設の予約には、予め利用者登録が必要です。
- (2) 登録手続きには構成員が5名以上のグループでの登録が必要です。また、グループ構成員の名簿を提出していただきます。定期的に施設利用をしている、団体登録済みの団体^{*1}、賛助会員^{*2}についても、予約システムの利用には登録手続きが必要ですが、名簿の提出は不要です。
- (3) 登録は18歳以上（高校生不可）の代表者を含む団体に限ります。
- (4) 三国体育館、丸岡体育館、春江体育館、坂井体育館へ代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真のある証明書類）を提示の上、「さかスポなび利用者登録申請書」を提出するものとします。

2、登録期間

利用者登録の有効期限は、登録申請書により管理者が登録者と認めた日を登録日とし、その該当登録日以降の3月末日までを登録期間とします。なお、翌年以降も更新を希望する場合は登録期限の3ヶ月前から更新手続きをする必要があります。

更新手続きがされずに登録期間を過ぎた場合は、その後の予約システムの操作が一切できなくなります。

更新手続きをする際には前項で指定した施設へ代表者本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真のある証明書類）を提示の上、本人及び登録申込内容の確認を行います。

3、施設利用申請

登録者は、利用者ID及びパスワードを予約システムに入力することにより、次の手続きを行うことができます。

- (1) 所定期間内の施設の予約
- (2) 施設の予約確認

4、施設利用料金の支払

システムの予約による施設の利用料金は、使用に先だって必ず施設窓口で支払いするものとします。

5、登録事項の変更

登録者が登録した氏名、住所、電話番号、その他に変更が生じた場合は、延滞なく所定の届出用紙により届けるものとします。

6、利用者登録の抹消

登録者が所定の登録抹消の手続きを行った場合、又は登録者が次のいずれかに該当するときは登録資格を喪失します。また、登録資格喪失日以降の予約は、抹消するものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合

- (2) 施設の管理に関する条例等及び本規約に違反した場合
- (3) 団体が解散した場合
- (4) 住所変更の届けを怠る等、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、管理者が登録者への通知・連絡について困難と判断した場合
- (5) 予約システムのプログラム又はコンテンツを修正、複製、改ざん、配布又は販売すること等の行為を行った場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が登録者として不適格と認めた場合

7. 禁止行為

予約システムの利用にあたって、次の事項に掲げる行為を禁止します。予約システム利用者が次に掲げる行為を行ったことが明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、予約システムの利用停止等の必要な措置を行うことができるものとします。

- (1) 複数の予約を行い、キャンセルを繰り返すこと
- (2) その他管理者が本予約システムの利用を適当でないと認められる行為をすること

8. 免責事項

1. 予約システムの利用・操作は予約システム利用者の責任において行うこととし、利用者が予約システムを利用したことにより発生した予約システム利用者の損害及び予約システム利用者が第三者に与えた損害に対して当協会は一切の責任を負いません。
2. 予約システムは随時、通知することなく、予約システムの改修、運用停止、中断等を行うことができるものとします。また、このことを行ったため生じたいかなる損害に対しても当協会は一切の責任を負いません。
3. 予約システム利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他管理者の責めに帰さない理由によるシステムの障害等により発生した予約システム利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、当協会は一切の責任を負いません。
4. 予約システム利用者以外の者による利用者 ID 及びパスワードの使用により、予約システム利用者が被った損害について当協会は一切の責任を負いません。

9. 個人情報の保護

登録者の個人情報を本来の目的以外には利用又は提供せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

10. 規約の変更

1. 本規約の規定は、予約システム利用者に事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する内容を変更できるものとします。
2. 登録者は、予約システムを利用しようとするときは、この規約を確認することとし、この規約変更後に予約システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

※¹ 坂井市 教育委員会規則 第 60 号 にあたる団体

※² 坂井市スポーツ協会定款 第 34 条 にあたる団体

附則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。